

★ 提案42への賛成意見 ★

「市議会とは争えない(泣く子と地蔵には勝てない)」ということわざは誰でも知っています。それはまったく真実ではありません。何百万人ものCalifornia州民は、政治過程や公共方針に前向きな影響を与えるために、市、郡、教育区、水道区、そしてどの政府機関の公職者と官僚からも回答を求めています。

California公記録法令のような強力なツールにより、市民とその営みに、効果的に主張する必要がある記録を入手する能力、またはコミュニティの関心事を守る能力が与えられます。Ralph M. Brown 公開会議法は、市議会や役員会、特別区の会議中に会議室にいて方針が制定されるのを傍聴する権利を私たちに与えてくれます。

公記録及び地方政府組織の会議を傍聴する権利をCalifornia州民に与えてくれたこれらの法律は、2004年には有権者の82パーセント以上が州憲法の一部改正を承認して更に強力になりました：「市民には自分たちの行為に関する情報にアクセスする権利があり、従って公共組織の会議及び公職者や自治体の文書は一般公開されるべきです。」

過去数年間はしかしながら、州が財政危機に苦しんでいたときには、これらの素晴らしい法律の主要条項が脅威にさらされました。端的に言えば、州と地方の政府には、政府情報へのアクセスという一般市民権利を順守するための地方自治体の費用を州がどの程度財務支援するかに関して長年に渡り不一致がありました。州予算設定過程における困難な意思決定のおかげでこれらの法律の主要条項が、地方政府機関に対する選択肢となってしまいました。財政が困窮した短期間中でも大半の政府は順守を継続しましたが、公共の基本的

権利は地方公職者の恩寵に依存すべきではありません。

提案42は、州政府ではなく地方自治体がアクセス法を順守する際に発生する費用に責任があることを明確にするものです。Bell市の公職者が犯罪行為に及び同市の財源を横領したときに当市の市民が経験したような悪政を阻止するためには、この提案によって公開を必須とする公記録及び会議へアクセスする権利が確実に実現されます。

提案42は、地方自治体が何をどう行っているかを知るための一般の市民権制定を確固とさせるものです。これは、会議公開及び公記録法ならびに議会により制定される今後の修正を地方自治体が順守することを要求する州法に独立した力を追加します。

提案42は、地方自治体が情報公開を拒否したり、費用を理由に会議室のドアを閉ざしたりする可能性を排除します。Thomas Jeffersonが言ったように「情報は民主主義の貨幣」です。知る必要があることを決めるのは政府ではなく市民であることを官僚に言いましょ。提案42に賛成票を投じましょう。

MARK LENO、California州上院議員

THOMAS W. NEWTON、エグゼクティブディレクター
California Newspaper Publishers Association

★ 提案42への賛成意見に対する反論 ★

提案は「提案42は地方自治体が州法を順守するために発生する費用を理由に、[合法的に] 公共情報開示要請を拒否する、或いは会議室のドアを閉ざすことを排除する」という意味では基本的には正しいです。それには、地方自治体に順守のための費用を負担させる可能性が生じます。別方法としては、州政府による支払いを要求することです。

長年に渡り、私が州及び地方の投票法案に反対意見を唱えているのは、有権者は投票前に提案法令に関する詳細情報を受け取るべきだと考えているからです。

私はまた、California公記録法令及び会議公開法を適用して、地方自治体レベルでの意思決定に前向きな影響を与えるよう試みてきました。これらの法律に違反があった場合は、民事訴訟が起こされ、関与した公職者の不正が郡の民事大陪審に報告されることがあります。

しかしながら、大金による影響、そしてCalifornia州全域で不選出の役員が引率する様々な地方自治

体機関の権力が委譲されているため、地方自治体レベルであっても最近では個人が変化を起こす能力が損なわれています。

例えば、San Franciscoベイエリアでは、地域機関が、世界各地からの何百万人という新しい住人を既存の交通道路に密集させるプランを採択しました。バス専用レーンが設けられています。HOV (多人数乗車車両)車線は、通行料金支払い者も許可する「エクスプレスレーン」に転換されつつあります。

フリーウェイの車線すべてが今後数年間で有料レーンになるかも知れません。これが全国で起こりつつあります。

GARY WESLEY

★ 提案42への反対意見 ★

地方自治体は、意思決定前に市民と情報を共有したり市民からの意見を受け取ることが望ましい職員や政治家により運用されています。

2004年にCaliforniaの有権者は、多くの公記録へのアクセスを保証し、また地方政府組織の会議が通常は公開されることを義務付け、地方議会組織は市民の意見を聞いた後に意思決定を下すことができるという州法を取り下げるように考案された州憲法改正発案を承認しました(California州憲法、第I条、第3(b)項)。

この新しい憲法条項は、新規の州指定項目を実現するための費用は州が地方自治体に支払うという別の州憲法条項(第XIII B条、第6項)に取って代わるものではないと異議を唱える地方自治体もあります。

提案42は、州が地方自治体に対し、地方自治体に適用可能な公開会議法(Brown法 — 政府法規第54950項～第54963項) 或いは 公記録法令(政府法規第6250項～第6270項) - いかなる変更は市民のアクセス及び意見を憲法が保証するという「目的を法令制定が促進する所見を表示する」と記述修正された - を順守するための費用は支払う必要はないことを明確にしてCalifornia憲法を修正するものです。

本提案が提示した主な問題は、これらの重要な州法を順守する費用を州政府が負担すべきだと有権者が信じるかどうかです。

GARY WESLEY

★ 提案42への反対意見に対する反論 ★

私たちの民主主義は、情報が知らされ、政府に積極的に参加することに依存します。提案42は、政府が私たちの営みをどう展開するかを知るための基本的権利を守る単純な法令です。

Wesley氏の提案42に対する主な反対意見は多くの事実を参照しており、私はその大半には賛成しますが、地域政府機関が California 公記録法令や Ralph M. Brown 公開会議法のような情報の自由の法律を順守するのに発生する、地域政府機関が自体の費用を州に肩代わりさせるという理由には議論の余地はありません。

会議公開と公記録へのアクセスを要求する、州法と地方自治体の法律を順守することは憲法上の原則です。

どの州機関でも公記録及び Bagley-Keene 法令(Brown法令に類似しており、州役員及び委員会は会議公開で会合することが要求される) を順守する費用はそれ自体が支払うのが事実です。

地方自治体がそれ自体の順守費用を支払うときは、記録を要請する過程の簡素化や頻繁に要請される記録はオンラインで提供し、アクセスを単純化するなどの、費用節約を維持するための工夫をすれば自ら効果をあげられます。これら基本的に重要な法律を順守する、地方自治体の純粋な義務に対して州が肩代わりすると、改善のための動機がありません。

州は州自体の費用を払い、地方自治体はその費用を支払うという単純なことです。

市民権を守り、提案42に賛成票を投じましょう。

JAMES W. EWERT、法律顧問

California Newspaper Publishers Association

DONNA FRYE、社長

Californians Aware

JENNIFER A. WAGGONER、会長

League of Women Voters of California